



村議

二期目のあゆみ

大勢のみなさまの
応援に深く感謝いた
します。

平成27年7月、多く支援者の期待を背負い初当選した若い議員が病死され、樋口は繰り上げ当選となりました。実は、当選証書付与式の日、自然関係のシンポジウムのパネラーの一人として、紀州の高野山におり、家内が代理で付与式に臨みました。

高野山大学での講演を終えて「奥の院」に参加したとき、二期目は、これまでも増して大いなる力に押し出された確信と、緊張感に包まれました。そして、村民の願いと山中湖村の名誉と尊厳を守るために、全力を尽くすことを誓いました。

一般質問で政策提言

13 回行った一般質問

重要な議員活動の一つに、一般質問があります。持ち時間は、質問と回答を合わせ40分間です。

樋口は、四年間、定例議会のたびに必ず一般質問を行い、数多くの政策を提案しました。さらに議員の重要な役割である、村長や職員の行政執行に不正はないか、税金が無駄なく効果的に使われているかなどを、厳しく監視し、チェックしてきました。

次に、質問したタイトルをご報告します。(詳細は「ひぐち.com」の「議会だより」に掲載)

- ◇平成27年9月定例議会
 - ・防災行政、障害者等優遇達法、騒音防止条例の運用と遵守について
- ◇平成27年12月定例議会
 - ・里山整備による産業と雇用の創出
 - ・保護犬、迷い犬対策の現状と今後
 - ・村民が安心できる医療体制の確立について

- ◇平成28年3月定例議会
 - ・健康立村への可能性について
 - ・交通弱者への対策について
 - ・人づくりと教育の役割について
- ◇平成28年6月定例議会
 - ・塩素水増請求事件に対する第三者委員会の答申について

← 議会だよりの一般質問の頁



- ・諮問委員会に議員が加わることについて
- ・学校統合より子供の交流人口を増やす施策の提案
- ◇平成28年9月定例議会
 - ・公金の無駄遣いを廃する入札制度改革について
 - ・健康立村に向けた村民の健康管理と医療改善について
 - ・児童・生徒の通学路の安全対策について

- ◇平成28年12月定例議会
 - ・村長二期目に向けた政治姿勢について
 - ・提案した政策の進捗状況や次年度に向けた方針と見通しについて
- ◇平成29年3月定例議会
 - ・(村長の) 村民及び職員との信頼関係構築の姿勢
 - ・職員採用試験の実態について
- ◇平成29年6月、9月定例議会は、(流会と一議会のためナシ)
- ◇平成29年12月定例議会
 - ・百条調査の結果について
 - ・フランス視察渡航に関する監査結果について
- ◇平成30年3月定例議会
 - ・平成30年度の職員人事の方針について
 - ・2020年 オリ・パラに向けて本村主体の政策について
 - ・多発する職員の不祥事の抜本的対策について
- ◇平成30年6月定例議会
 - ・再任用職員の懲罰処分について
 - ・新教育長の教育行政の姿勢について
- ◇平成30年9月定例議会
 - ・ふるさと納税について
 - ・富士箱根伊豆交流圏構想について
 - ・高齢者・障害者等の外出支援について
- ◇平成30年12月定例議会
 - ・村長の政治姿勢と、組織改革の課題解決について
 - ・明神前交差点周辺整備の進捗状況と実現について
- ◇平成31年3月定例議会
 - ・改めて村長の政治姿勢について
 - ・議会放映の課題と今後について

四年間で発覚した不祥事

- ① 定住化促進新築等補助金百万円の不正受給が発覚
- ② 遠因となる公園墓地名議書き換えの真相解明
- ③ 地方公務員法に違反した職員不正採用を行った
- ④ フランス渡航について、違法な会計処理を行った
- ⑤ 山林への大量の土砂の、不法持ち込みを見逃した
- ⑥ 消防関連費を年度内に支払わなかった
- ⑦ ふるさと納税寄付者の控除手続きを怠った

検証 度重なる役場の不祥事は、なぜおこり、なぜ絶えないのか？

議会ではどのように対処したか

調査や収集した資料をもとに、当局の不祥事に対する対応を迫り、再発防止を約束させました。その中でも特に①と②については、議会に認められた強力な調査権の発動である「百条調査委員会」を設置して調査し、当局の調査では、「返金されているので問題ない」とした調査結果を覆す証言が次々と得られました。補助金百万円は返還されたとはいえ、幹部職員の度重なる悪質な不正受給は、犯罪であるといえます。

また、百条調査には、虚偽の発言をすれば告発しなければならぬ規定があります。委員会調査の結果、3名の証人(当時の総務課長、当時の教育長、当時の議会議長)が事実上反したウソの証言をしたこと、それに加えて資

実際の結末

告発は議会議決ですが、告発事務は議長の責務です。しかし、羽田弥壽彦議長は「重く受け止めている」という無責任な言動を繰り返すのみで、3月最終定例議会まで実行していません。これは議会議決を無視した職務放棄の重大問題です。正義感に欠け、法に抵触した公人を公私混同して庇うという、最も悪質な議員というべきです。彼により、山中湖村村議会の名譽は大きく損なわれ、将来に深く禍根を残すこととなりました。羽田議員の支援者には、大いに考えてもらいたいものです。

議会議員の質とは何か

現村長に対し、樋口は、落選していた4年間は友人として、今三期二期目の4年間は村民の代表の一人として、政策提言や不祥事に対する厳しい指摘と再発防止を言明しましたが、村長には、素直に受け入れる姿勢はなく、反対に逆恨みの態度を向けました。村長の姿勢は職員に対しても同様で、職員は結合力を失っています。これが村政停滞の根本的「ガン」です。

しかし、執行機関の監視役である「議会議員の質」が高まり、議会の機能が発動されれば、村民本位の政治に向けて、大きく前進します。なぜなら、正義を理路整然と訴えても、議会は、結局「数」です。村長や職員の不正を隠ぺいし、明らかに無駄遣いと思われる不正・不当な税金の使い方を容認する議員が多いことで、執行部の緊張感が緩み活力を失い、村の行政が、村外から嘲笑されても気づかない結果になります。現在が、正にその渦中かもしれません。

行政チェックのすすめかた

◇まず行政文書の情報開示請求をします
樋口は、これまでに「開示請求」を、69回行ってきました。ある時は投書をもとに開示資料を収集し、また、ニュース報道から問題点を整理し、核心部分の情報を収集し分析しました。

これまでに69回の情報公開請求

資料のコピー代は1枚10円(以前は20円)で、時には1回で2万円以上支払ったこともありましたが、現担当課長は詭弁を弄し、個人情報報を盾に資料のほとんどが黒塗りだったことも多々あります。本来行政情報は村民に届くべきものであるのに、隠ぺい体質は、益々悪化するばかりです。

予算は誰が定めるの？

・村長や詭弁を弄する側近課長は、このおりに「予算の調整(編成)および執行権は村長に専権的に属する」ことを声高に主張し、村長擁護派の議員も「村長の執行権の方が強い」と平気で発言しています。

先の3月18日の定例議会における一般質問で、村長は議会放送に関する議会内問題に介入し、すでに録画された昨年12月の議会の放映費用や3月定例議会の収録費用について「支出を見合わせる」と通告する公文書を、議会に発しました。この行為そのものの法令根拠について、樋口の質問には「法的根拠はない」と答えながらも、予算見合わせ通告の法的根拠は、地方自治法第149条の「予算の調整および執行権」の条文だと主張してきました。

そこで樋口は、村長に「では、予算はだれが定めるのか？」と再質問しました。村長は一瞬ポカンとしていたので、限られた持ち時間でもあったため、「地方自治法第96条第1項第2号に、議会の権限として『予算を定めること』と明記してあります。つまり、予算は議会が議決しなければ執行できず、「議会が定めた予算」を、村長が執行するのです」とさらに、「村長の事業および予算執行が、正しく適切に行われているかについて、議会の監視とチェックを受ける立場にあるのですよ」と、と論ずよう述べると、慌てて手元の法令集を開いて確認していましたが、その姿を、議場にいた議員諸兄は全員見ていたはずですよ。

みんなの幸せのために生きる

言い換えると、議会の議論と議決には、そうした重い役割があり、議員の「質」には素朴な

村民目線でありながらも、一定の法令知識を有し、基本的な社会常識が求められることを、今さらながら痛感しています。

展望編

◎野ざらしのバス停に、いつ屋根がかかるか？

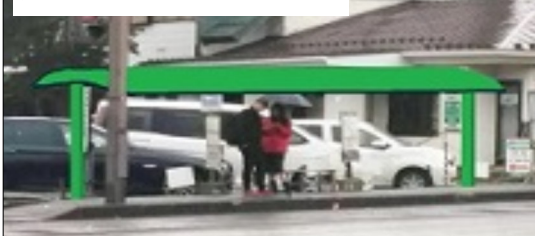
昨年7月の夕立の日に、明神前交差点で売店兼観光案内所を構えている「SANKAKU」のオーナーが雨宿客を気持ちよく店内に迎え入れていました。以前から野ざらしのバス停を何とかしてほしい、という要望がありましたが、国会議員に陳情しても役に立たなかったと聞いておりました。オーナーの献身的な姿に心打たれ、改善できない理由を解明するため関連する書類を集めました。その結果、バス停部分だけが「国土交通省」の名義で、「歩道」管理地です。早速、国土交通省甲府事務所の道路課長と交渉すると、「歩

達成編

議会放映は実現できたが、平成17年に1500名もの署名を添えて誓願された「議会のテレビ放映」は、2018年

9月定例議会最終日の模様を収録し、12月3、4日の両日に2時間枠で放映されました。三期目になって、早い段階から議員諸兄に提案しましたが、芳しい反応がありませんでした。それまでの3年間、議会内の役には樋口を一切就任させず、昨年6月の議会にて、やっと議会運営委員(4名)に選任されました。樋口は、開口一番「議会放映を必ず実行する」と宣言しました。全国20か所以上の議会に電話をして実情を伺い、専門業者にも6社来ていただき詳細な見積りも集めました。この間協力してくれた議員は1〜2名でした。9月

屋根付きバス停のイメージ図



行者の通行を妨げるモノは一切ダメです」との回答でした。更に交渉し、須走の富士学校前バス停(下り方面)の歩道にアーケード型の屋根がついている写真を見せると、「それなら可能です」という回答を頂き、役場の担当課長となるべく早い実現に向けて話し合いました。担当課長は、周辺整備の土地交渉を地道に進めており、「歩道に直に設置するより、足場部分は隣地の了解を得た方が広く使える」ということで、交渉の成り行きを見守っていますが、やっと良い方向が見られた直後に、村長は、3月定例会最終日に事業執行の予算計上を承しませんでした。樋口が関わったからでしょうか？村長は、一体いつまで無情をさらすのか？まことに忍びない思いですが、しかし、「屋根付きバス停」を必ず実現させねばなりません。

定例議会初日から収録を計画しましたが、村長擁護派の議員はあからさまに妨害をしました。それでも半数の議員の協力を得て12月3、4日に無事放映ができました



ところが、CATV山中湖に加盟しているのは、約半数の世帯であり、半数以上の世帯では見ることができず、見た方から内容がよく分から

ないという意見が多く寄せられました。樋口も未加入のため、友人に録画を依頼したものに解説を付け、「ひぐち.com」という樋口のHPで見られるようにしました。しかし、1月末にCATV山中湖の社長が来訪され、著作権侵害を理由に削除するよう文書で申し入れてきました。著作権法に対する見解がかみ合わず、しかもカメラマンの撮影費用、編集費、2日間の送料金の全てが村民の税金で支払われている以上、樋口は、全村民には見る権利があり、議会は見て頂く環境を整える義務がある、と主張しました。しかし、社長は、数日後ユーチューブに削除を申立て、削除させました。

これと同じくして、村長は、樋口のSNSアップを理由に、既に撮影済の昨年12月定例議会の放映費用と今年3月の定例議会の収録および放映費用の代金支出を見合わせると通告してきました。議会放映は議会内の事業であり、村長の一方的通告は越権行為で、法治主義に反することから、議長に毅然と対応するよう申し入れましたが、議会の尊厳を守ることを買わない腰抜けの議長でした。しかし、来年度からも、議会放映の費用は予算化されています。

また、先生の山荘には、政財界の要人が度々訪れており、時の総理大臣佐藤栄作氏は、沖縄返還交渉の解決策について先生と会談するため、ホテルマウント富士まで足をこんでいます。仲小路彰先生は、膨大な著作を遺し、昭和59年9月1日に平野で亡くなりました。その、かけがえのない偉業を少しでも掘り起こすことは、今でも樋口の大事な仕事であると考えています。

三国山下トンネル建設で富士箱根伊豆交流圏構想の可能性

隣の小山町に第二東名のインターが建設されることから、山中湖村への新しい玄関口ができることから、山中湖村への新しい玄関口ができる可能性が高くなっています。既に小山町では壮大な計画まで用意されており、実現すれば、平野地域の東側から甲府盆地までの道路網が整備されます。一市二村道との連携により、大きな可能性が描けます。村長はあまり積極的ではないようですが、積極的に進めていきたいものです。



山中湖の東にある明神山 右中腹にはパノラマ台があり 絶景のビューポイントです

平野明神山周辺が、世界的な聖域となる計画について

樋口が、昭和52年10月末に家族(4人)で山中湖村に移住した理由は、昭和19年から平野に隠棲して未来学を研究されていた、思想家で歴史哲学者の故仲小路彰先生の膝元で、門下生として学ぶためでした。

仲小路先生は、学究のかたわら、東小学校や平野保育園の校歌・園歌を作詞作曲され、今も歌い継がれています。そして「山中湖村青年団団歌、青年団綱領」は、現在、平野コミニティーセンターの講堂に掲げられています。



おわり